

[事案 2023-374] 損害賠償請求

・令和 6 年 10 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 11 月に契約した個人年金保険について、平成 7 年 4 月に契約者を自分から配偶者に変更し、令和 4 年 10 月に契約者を再び自分に変更したが、以下の理由により、贈与税額分を損害賠償してほしい。

- (1)平成 7 年に、募集人から「団体契約が適用され保険料が割安になる」、「年金支払開始時点の契約者が受取人と同一名義であれば贈与税がかからないため、年金支払開始のおおよそ 1 年前に契約者を元に戻せば贈与税がかからない」と説明を受けたため、契約者を配偶者に変更した。
- (2)誤説明がなければ、令和 4 年に契約者を戻す理由がなく、契約者を戻したことが誤説明を裏付けるものである。贈与税が発生するのであれば、契約者を変更する合理的理由がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)1 回目の契約者変更の担当者が誤説明をした事実が確認できない。
- (2)現時点で贈与税は未発生であり、将来的に生じるかは確定していない。
- (3)当社は、税制改正に伴う説明義務を負っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者変更手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)税務上の取扱いに関しては、本来保険会社に説明する義務はないため、税務上の誤解があったとしても保険会社が責任を負うことは通常はないが、平成 7 年の名義変更の請求書類によれば、変更の理由として「税金対策のため」と記載があり、これは配偶者の方が所得が高いことから所得税の控除を狙って行うという趣旨とも考えられるが、将来贈与税の負担が生じることが予想されるのであれば、わずかな所得控除のためにそのような名義変更は行うとは思われない。
- (2)上記の記載からすれば、申立人が所得税控除の利益を受けようとして契約者変更を行っていること、あるいはそれ以外の何らかの税務上の利益を受けることを期待していることは募集人も知っていたと考えるのが自然であり、このような契約者変更が将来税務上有利な結果となるという何らかのアドバイスを募集人が行ったとは限らないまでも、何らかの募集人の関与があった可能性もある。

(3) 本件では、その後年金受取直前の時期に再度契約者を申立人に戻しており、このような、税務負担を回避するためのテクニカルな操作と解釈される行動は、一般人である申立人が容易に思いつくとは考えにくいことからすると、最初の名義変更の際に募集人から申立人が主張するような誤誘導があった可能性も否定できない。